

令和6年度日立市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、県の北東臨海部に位置し、県内第3位の人口を有する工業都市で、常磐自動車道、国道6号線、国道245号線及びJR常磐線が海岸線に並行して縦走している。

総土地面積は22,573ha、農地の面積は1,493ha（田：798ha・畑：695ha）であり、農地率は約6.6%となっている。農地は、市の北部・西部・南部に展開しており、市の中心部は都市化が進み農地は極めて少ない。

水田は農地面積の約53%を占めているが、1戸当たりの水田面積は37a程度と少ないうえに、湿田が多いことから、水田における麦・大豆等の栽培については、生産性・品質面等で解決すべき課題が多いため、取り組み易い飼料用米・WC S用稲等に作付け転換し、食料自給率・自給力向上も併せて推進していく。

農地の集積においては、兼業化・高齢化の進行に伴い農作業の委託を希望する農家が増加してきている反面、後継者不足・高齢化により受託農家が少なく農地の流動化が進んでおらず、農地の荒廃化が進んでいる。農作業の受委託を進めるため、受託組織の育成が急務である。また、併せて、農地の流動化を推進していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

山間・急傾斜・小区画・湿田等により栽培条件が不利な地域においては、飼料用米等の作付や新たな作物(果樹・花木等)の作付推進を図る。

○ 収益性・付加価値の向上

新規需要米等の作付に対し、関係機関が連携し、高収量・高品質を確保する栽培技術の指導・助言、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を行う。

○ 生産・流通コストの低減

現在飼料用米の団地化（約17ha）がされている地区で再基盤整備が実施されており、大区画化されることにより集約化され、コスト削減が見込まれることから、さらなる飼料用米の作付拡大の推進を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

山間地で谷津田や湿田の多い地区や高齢化の著しい地域については、新たな作物として花木（花桃）の栽培を推進していく。

また、消費者ニーズに対応した多品目の作付け、高品質で安定した生産による産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

比較的管理がしやすく収益性の高い花木（花桃）等の導入を進める。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や、数年、ブロックローテーションの転換作物等作付面積の拡大やより意欲的な農家の効率性・生産性の向上を支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

高品質・安全安心（エコファーマー・特別栽培米認証）という消費者ニーズに応じた「買ってもらえる米づくり」を生産農家と米集荷業者（JA等）が中心となり計画・生産・販売を行う。

なお、販売については、系統販売を主体とするが、実需者との契約販売及び地産地消の観点から直売所等での販売も推進する。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米をWCS用稲とともに転作作物の中心作物に位置づける。

畜産農家と契約することで需要先を確保し、併せて多収品種の導入促進を図りつつ、団地化、低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）、耕畜連携を推進しながら、今後とも作付拡大を目指す。

イ 米粉用米

米粉用米については学校給食への推進等に取り組みながら、需要に応じた生産量を確保し、作付規模の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS 用稲

飼料用米とともに転作作物の中心作物に位置づける。地元畜産農家との契約、自家利用の取組を推進し、需要先を確保する。併せて飼料用米同様、産地交付金を活用した多収品種の導入促進を図りつつ、低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）耕畜連携を推進しながら、今後とも作付拡大を図る。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、側条施肥、農薬の低減等の低コスト生産の取組を推進しながら生産の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、実需者のニーズにあった品種の選定、団地化による大規模栽培を行うことでの均一かつ安定した品質・生産量を確保できるよう努める。

なお、販売については、系統販売を主体とするが実需者との契約販売及び地産地消の観点から直売所等での販売も推進する。

飼料作物については、地元畜産農家との連携や自家利用としての取組を推進することで需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばについては、現行の栽培面積を維持しつつ、県推奨品種である「常陸秋そば」の振興を図る。

なたねについては、地域の実需者との契約に基づき振興を図る。

(6) 地力増進作物

レンゲ・シロツメクサ・ヘアリーベッチ・ソルゴー・エンバク・ヒマワリ・ライ麦・マリーゴールド・緑肥用トウモロコシ・チャガラシ・クロタラリア・セスパニア・クリムゾンクローバーの地力増進作物を作付けすることにより地力の増進、害虫の抑制、雑草を抑制することを目的に、収穫せずに鋤き込むことにより地力の増進を図る。

(7) 高収益作物

多品目の野菜を年間通じて生産することを基本とし、販路が確立されている市場や直売所等に出荷・販売することに加え、更なる学校給食への推進による地産地消活動の活性化や所得の向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	348.9	0	345.0	0	343.6	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	84.2	0	78.0	0	75.4	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0.3	0	0.3	0	0.3	0
加工用米	1.2	0	0	0	1.2	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0.9	0	1.1	0	1.1	0
飼料作物	1.7	1.7	2.0	1.7	2.0	1.7
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.6	0	0.5	0	0.6	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	42.5	0	42.6	0	42.6	0
・野菜	22.1	0	22.1	0	22.1	0
・花き・花木	3.3	0	3.4	0	3.4	0
・果樹	17.1	0	17.1	0	17.1	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	331.2	0	337.7	0	340.4	0
・保全管理	331.2	0	337.7	0	340.4	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 WCS用稲 ※基幹作のみ	飼料用米・WCS用稲 の生産性向上等の取組 助成	飼料用米・ WCS用稲 の作付面積（ha）	（R5年度）84.46	（R6年度）78.25 （R7年度）74.94 （R8年度）75.69
			飼料用米の多収品種の 導入（%）	（R5年度）78.89%	（R6年度）82.21% （R7年度）83.03% （R8年度）83.86%
2	飼料用米生産ほ場の稲わら 及びわら専用稲（わら利用 の取組）、WCS用稲（資源循 環の取組） ※基幹作のみ	耕畜連携助成	農地の高度利用面積 （ha）	（R5年度）38.12	（R6年度）35.66 （R7年度）34.49 （R8年度）34.83
3	飼料用米 ※基幹作のみ	飼料用米団地化形成加 算	飼料用米団地化面積 （ha）	（R5年度）39.00	（R6年度）36.48 （R7年度）35.28 （R8年度）35.63

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:日立市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組助成	1	4,100	飼料用米・WCS用稲	多収品種・WCS用稲専用品種の導入・コスト削減等の取組等のうちいずれか1つに取り組む
2	耕畜連携助成	3	4,600	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲(わら利用の取組)、WCS用稲(資源循環の取組)	わら利用の取組・資源循環の取組のうちいずれか1つに取り組む
3	飼料用米団地化形成加算	1	4,600	飼料用米	対象作物(飼料用米)について、団地化(5ha以上)を形成している事。また、区分管理方式による出荷による取組のうちいずれか1つに取り組む

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
 ○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
 ○取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
 ○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
 ○飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
多収品種の導入		【需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙2の第3(別紙1の第4の別表)】 あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、 月の光、あきだわら、ちほみのり(下線は知事特認品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、自家採種の種子であることのわかる書類
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)		【稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種】 うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、様式第4-1号等 新規需要米取組計画書
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝
	施肥の低コスト化	堆肥施用	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例)	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた担い手		・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合には、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)	利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。	・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稲生産水田への堆肥散布の取組)	水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稲を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稲への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 (注)WCS用稲については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。	・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)

※利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。

1. わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
- (1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項
2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)
- (1)取組の内容 (2)供給される飼料作物の種類 (3)飼料作物を生産する者 (4)堆肥を散布する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)堆肥の散布時期及び量 (7)刈取り時期 (8)利用供給協定締結期間 (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (10)その他必要な事項